

## 富士見市議会12月定例会 提出予定議案

開会日：令和7年11月25日（火）予定

### 合計21件

（内訳：計画1件、条例7件、予算4件、指定管理4件、道路2件、工事2件、報告1件）

#### 【計画】

議案第93号 富士見市第6次基本構想第2期基本計画を定めることについて

#### 【条例】

議案第94号 富士見市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第95号 富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第96号 富士見市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第97号 富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第98号 富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第99号 富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第100号 富士見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

#### 【予算】

議案第101号 令和7年度富士見市一般会計補正予算（第4号）

議案第102号 令和7年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

議案第103号 令和7年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第104号 令和7年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

### **【指定管理】**

- 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について
- 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について
- 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について

### **【道路】**

- 議案第109号 富士見市道路線の認定について
- 議案第110号 富士見市道路線の変更について

### **【工事】**

- 議案第111号 工事変更請負契約の締結について
- 議案第112号 工事変更請負契約の締結について

### **【報告】**

- 報告第12号 専決処分の報告について

## 議案第93号

### 定例議会提出議案要旨

担当部課名	政策財務部 政策企画課
議案名	富士見市第6次基本構想第2期基本計画を定めることについて
内容	<p>富士見市第6次基本構想第2期基本計画を定めるため、富士見市議会基本条例第9条第2号の規定により、提出するもの。</p> <p>※別紙議案内容のとおり。</p>

## 議案第94号

### 定例議会提出条例要旨

担当部課名	政策財務部 政策企画課														
議案名	富士見市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について														
制定趣旨	富士見市第6次基本構想第2期基本計画の推進に資する情報発信力の強化を図るため、富士見市行政組織条例の一部を改正するものです。														
主な制定内容	<p>第2条に規定する分掌事務を改正するものです。</p> <p>(1) 総務部</p> <table border="1"><tr><td>改正前</td><td>⇒</td><td>改正後</td></tr><tr><td>(7) 広報及び広聴に関すること。</td><td></td><td>(7) 広聴に関すること。</td></tr></table> <p>(2) 政策財務部</p> <table border="1"><tr><td>改正前</td><td>⇒</td><td>改正後</td></tr><tr><td>(4) シティプロモーションに 関すること。</td><td></td><td>(4) シティプロモーション及 び広報に関すること。</td></tr></table>			改正前	⇒	改正後	(7) 広報及び広聴に関すること。		(7) 広聴に関すること。	改正前	⇒	改正後	(4) シティプロモーションに 関すること。		(4) シティプロモーション及 び広報に関すること。
改正前	⇒	改正後													
(7) 広報及び広聴に関すること。		(7) 広聴に関すること。													
改正前	⇒	改正後													
(4) シティプロモーションに 関すること。		(4) シティプロモーション及 び広報に関すること。													
施行日	令和8年4月1日														

## 議案第95号

### 定例議会提出条例要旨

担当部課名	政策財務部 ICT推進課
議案名	富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく標準準拠システムへの移行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	<p>第1条 (1)特定個人情報の提供（第5条） 標準準拠システムへの移行に伴い、異なる機関（市長と教育委員会）のシステム間において、特定個人情報の提供を行うことがなくなるため削除するもの。</p> <p>(2)別表第1及び別表第2（第4条関係） 法改正及び標準準拠システムにおけるデータ連携等を踏まえ、必要な改正をするもの。</p> <p>(3)別表第3（第5条関係） (1)に伴い、削除するもの。</p> <p>(4)その他、文言整理</p> <p>第2条 (1)別表第2（第4条関係） 法改正に伴い、別表第2の5の項に「乳児等のための支援給付」を追加するもの。</p>
施行日	第1条の改正：令和8年1月5日 第2条の改正：令和8年4月1日

## 議案第96号

### 定例議会提出条例要旨

担当部課名	都市整備部 都市計画課
議案名	富士見市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	富士見市地域公共交通会議について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議のために必要となる協議会とするため、所掌事務の追加や委員定数の変更などを行うとともに、富士見市地域公共交通会議の名称を改正するものです。
主な制定内容	(1)題名の変更 名称を「富士見市地域公共交通協議会」に改める (2)設置の改正（第1条） 道路運送法に基づき市民の生活に必要な旅客輸送の確保など旅客の利便の増進を図るために加え、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画の作成及び実施についての協議をするため設置する旨の規定に改める (3)所掌事務の追加（第2条） 地域公共交通計画の作成及び変更並びに実施及び一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について協議する事項を加える (4)組織の改正（第3条） 委員定数を27名に改めるとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、委員の構成を改める (5)臨時委員の新設（第5条） 第3条の委員のほか、必要に応じて臨時委員を設置できる規定を加える (6)部会の新設（第8条） 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する協議等を行うための部会を設置する規定を加える (7)その他 必要な文言の整理等を行うもの
施行日等	(1)施行日 令和8年2月28日 (2)経過措置（附則第2項及び第3項） 現に改正前の富士見市地域公共交通会議条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員の任期は2年であることから、旧条例による任期を本条例施行日までとともに、本条例に基づく任期を令和9年7月29日までとする (3)関係条例の改正（附則第4項） 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第52の項中「地域公共交通会議委員」を「地域公共交通協議会委員」に改める

**議案第97号****定例議会提出条例要旨**

担当部課名	建設部 建築指導課
議案名	富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	建築基準法施行令の一部改正に伴い、富士見市手数料条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	第2条別表63項、64項に関して、項ずれに伴う文言の改正。
施行日	公布の日

**議案第98号****定例議会提出条例要旨**

担当部課名	子ども未来部 保育課
議案名	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準の規定を引用している富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	(1)第25条に規定している特定教育・保育施設の職員が、教育・保育給付認定子どもに対して禁止している児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる虐待等の行為について、幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員の場合は認定こども園法第27条の2第1項各号に、幼稚園である特定教育・保育施設の職員の場合は学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号に置き換える規定を加える必要があるため、改正するもの。 (2)第25条の改正に伴い、第15条第1項第1号に規定している略称の適用範囲を改正するもの。
施行日	公布の日

## 議案第99号

### 定例議会提出条例要旨

担当部課名	経済環境部 環境課
議案名	富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定を引用している富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第6項及び同条第11項が追加されたことに伴い、富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例第13条第1項第7号中「第2条第12項」を「第2条第14項」に改めるものです。
施行日	令和8年4月1日

## 議案第100号

### 定例議会提出条例要旨

担当部課名	子ども未来部 保育課
議案名	富士見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
制定趣旨	児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業が市の認可事業として位置づけられたことを受け、その設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。
主な制定内容	(1)最低基準の目的（第2条） 条例制定の目的を明らかにする。 (2)最低基準の向上等（第3条及び第4条） 最低基準に関する市長及び乳児等通園支援事業者の責務について定める。 (3)事業者の一般原則（第5条） 利用乳幼児の人権への配慮、地域社会との交流及び連携、外部評価の受審等、事業者の責務について定める。 (4)非常災害対策（第6条） 非常災害に対する具体的計画の立案、避難及び消火訓練の実施等について定める。 (5)安全計画の策定等（第7条） 利用乳幼児の安全確保に関する計画の策定、職員の研修及び訓練の実施等について定める。

	<p>(6) 自動車運行等（第8条） 事業者が自動車を運行する場合における、利用乳幼児の所在確認、運行車両への見落とし防止装置の設置等について定める。</p> <p>(7) 職員の一般的条件等（第9条及び第10条） 事業所の職員に関し、児童福祉事業等に熱意のある者等の一般的 条件、知識及び技能の向上等の職員の努力義務について定める。</p> <p>(8) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの基準（第11条） 事業所が他の社会福祉施設等を併せて設置する場合における、その設備及び職員の基準、兼任等について定める。</p> <p>(9) 利用乳幼児の取扱い（第12条） 利用乳幼児に対する差別的取扱いを禁止する。</p> <p>(10) 虐待等の禁止（第13条） 利用乳幼児に対する虐待行為等を禁止する。</p> <p>(11) 衛生管理等（第14条） 事業所の設備等の衛生管理に関し、感染症及び食中毒の予防等のための研修、訓練の実施等について定める。</p> <p>(12) 食事（第15条） 事業者が食事を提供する場合における、調理のための設備について定める。</p> <p>(13) 事業所内部の規程（第16条） 事業者が定めるべき規程に関し、事業の目的及び運営の方針、提供する乳児等通園支援の内容等、事業の運営に関する重要事項の策定について定める。</p> <p>(14) 帳簿（第17条） 事業所の職員、財産、利用乳幼児の処遇状況等を明示した帳簿の整備について定める。</p> <p>(15) 秘密保持等（第18条） 事業所の職員の秘密保持等に関し、業務上知り得た秘密の漏えい防止及び必要な措置について定める。</p> <p>(16) 苦情への対応（第19条） 利用乳幼児の保護者等からの苦情へ対応するため、事業者が設置すべき受付窓口等について定める。</p> <p>(17) 事業の区分（第20条） 事業の区分を「一般型乳児等通園支援事業」及び「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、その要件等について定める。</p> <p>(18) 設備の基準（第21条） 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準に関し、乳児室及びほふく室等の面積要件等について定める。</p> <p>(19) 職員の基準（第22条） 一般型乳児等通園支援事業所の配置職員に関し、その職員の有する資格、人数等について定める。</p> <p>(20) 支援の内容（第23条） 事業の特性に留意し、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた支援を提供することについて定める。</p>
--	--

	(21)保護者との連絡（第24条） 事業者と利用乳幼児の保護者との連絡に関し、その保護者の理解及び協力を得ることについて定める。 (22)設備及び職員の基準（第25条） 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員に関し、その事業所の区分ごとの基準について定める。
施 行 日	公布の日

## 議案第101号

### 定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和7年度富士見市一般会計補正予算（第4号）
要旨	補正予算額 6,416万6千円 (補正後の歳入歳出予算総額 438億9,065万7千円)
主な内容 (特徴点)	今回の補正予算は、市道第5118号線整備に係る不動産鑑定を実施するほか、不足が見込まれる学校給食の賄材料費の増額などが主な内容となっています。

#### 項目詳細

##### 歳入予算の補正内容

1 国庫支出金	616万円
2 県支出金	456万4千円
3 繰入金	800万8千円
4 諸収入	6,893万4千円
5 市債	△2,350万円

##### 歳出予算の主な補正内容

###### 1 幹線道路整備事業（道路治水課） 95万9千円

市道第5118号線整備に係る不動産鑑定を実施するための補正

###### 2 学校給食事業、特別支援学校給食事業（学校給食センター） 2,613万5千円

不足が見込まれる学校給食の賄材料費を増額するための補正

# 令和7年度一般会計補正予算（第4号）

## 1 補正予算（第4号）の概要

今回の補正予算は、市道第5118号線整備に係る不動産鑑定を実施するほか、不足が見込まれる学校給食の賄材料費の増額などが主な内容となっています。

(単位 千円)

## 2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額		64,166
補正後累計額		43,890,657
(2) 歳入の内容		
ア 国庫支出金		6,160
児童福祉施設措置費負担金（子ども未来応援センター）		2,550
自立支援事業費国庫負担金（障がい福祉課）		2,130
子ども・子育て支援事業費補助金（保険年金課）		385
中長期在留者住居地届出等事務委託金（市民課）		1,095
イ 県支出金		4,564
児童福祉施設措置費負担金（子ども未来応援センター）		1,275
自立支援事業費県費負担金（障がい福祉課）		1,065
朝の子どもの居場所づくりモデル事業補助金（保育課）		2,224
ウ 繰入金		8,008
財政調整基金繰入金（財政課）		8,008
・補正後繰入額	1,349,055	（令和7年度末基金残高見込 3,597,649）
エ 諸収入		68,934
後期高齢者医療費負担金精算金（保険年金課）		68,934
オ 市債		△23,500
学校給食施設整備事業債（財政課）		△23,500

### (3) 歳出の内容

#### ア 紙与費等（職員課）

22, 415

人事異動等に伴い、職員の給与費等を増額するための補正

(ア) 紙料 △7,614

(イ) 職員手当等 24,879

扶養手当	9,225	期末手当	△175
地域手当	△768	勤勉手当	△3,347
住居手当	5,920	時間外勤務手当	12,882
通勤手当	932	児童手当	1,300
管理職手当	△1,090		

(ウ) 職員共済組合負担金 698

(エ) 退職手当負担金 4,452

#### イ 庁舎維持管理事業（公共施設マネジメント課）

1, 842

不足が見込まれる庁舎のガス料金を増額するための補正

#### ウ 針ヶ谷コミュニティセンター維持管理事業（鶴瀬西交流センター）

292

針ヶ谷コミュニティセンターの冷温水発生機の部品を交換するための補正

#### エ 市内公共交通対策事業（都市計画課）

547

地域公共交通協議会を開催するほか、デマンドタクシー制度継続に向けて準備するための補正

#### オ 防犯対策事業（道路治水課）

9, 433

不足が見込まれる防犯灯の修繕料を増額するための補正

#### カ ピアザふじみ維持管理事業（ピアザふじみ）

1, 325

ピアザふじみの高圧ケーブル等を交換するための補正

#### キ 居住関係公証事務事業（市民課）

1, 095

出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、住居地等記録端末を設置するための補正

【特定財源：中長期在留者住居地届出等事務委託金（国） 1,095】

#### ク 後期高齢者医療事務事業（保険年金課）

△3, 301

令和6年度の共通経費負担金及び医療費負担金の精算金を計上するほか、子ども・子育て支援金制度創設に伴い、後期高齢者医療システムを改修するための補正（継続費）

【特定財源：子ども・子育て支援事業費補助金（国） 385】

<b>ヶ 自立支援給付事業（障がい福祉課）</b>	<b>4, 262</b>
不足が見込まれる補装具費を増額するための補正	
【特定財源：自立支援事業費国庫負担金（国） 2,130、自立支援事業費県費負担金（県） 1,065】	
<b>コ 朝の子どもの居場所づくり事業（保育課）</b>	<b>財源内訳更正</b>
朝の子どもの居場所づくりモデル事業補助金の交付決定に伴う財源内訳更正	
【特定財源：朝の子どもの居場所づくりモデル事業補助金（県） 2,224】	
<b>サ 児童福祉施設入所援護事業（子ども未来応援センター）</b>	<b>5, 100</b>
不足が見込まれる児童福祉施設入所委託費を増額するための補正	
【特定財源：児童福祉施設措置費負担金（国） 2,550、児童福祉施設措置費負担金（県） 1,275】	
<b>シ 幹線道路整備事業（道路治水課）</b>	<b>959</b>
市道第5118号線整備に係る不動産鑑定を実施するための補正	
<b>ス 鶴瀬駅西口土地区画整理事業（鶴瀬駅周辺地区整備事務所）</b>	<b>6, 624</b>
鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計予算の補正に伴い、同特別会計への繰出金を増額するための補正	
<b>セ 鶴瀬駅東口土地区画整理事業（鶴瀬駅周辺地区整備事務所）</b>	<b>△3, 080</b>
鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計予算の補正に伴い、同特別会計への繰出金を減額するための補正	
<b>ソ 特別支援学校給食事業（学校給食センター）</b>	<b>497</b>
不足が見込まれる特別支援学校給食の賄材料費を増額するための補正	
<b>タ 学校給食事業（学校給食センター）</b>	<b>16, 156</b>
不足が見込まれる学校給食の賄材料費を増額するほか、蒸気管更新工事費の減額、及び不具合が生じているフライヤーを更新するための補正	
【特定財源：学校給食施設整備事業債 △23,500】	
○事業費の内訳	
・賄材料費の増額 25,638	
・蒸気管更新工事費の減額 △26,092	
・フライヤーの更新 16,610	

### 3 繼続費の補正

新庁舎整備に伴う既存水路の移設等について、令和7年度から令和9年度までの継続費を設定するもの。

また、子ども・子育て支援金制度創設に伴う後期高齢者医療システム改修について、令和7年度から令和8年度までの継続費を設定するもの。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
総務費	総務管理費	新庁舎整備事業	415,458	令和7年度	0
				令和8年度	262,883
				令和9年度	152,575
民生費	社会福祉費	後期高齢者医療事務事業	11,275	令和7年度	385
				令和8年度	10,890

### 4 繰越明許費

#### (1) ピアザふじみ維持管理事業（ピアザふじみ）

1,325

ピアザふじみの高压ケーブル等について、部品調達等に時間を要し、年度内の完了が困難なため繰り越すもの。

### 5 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額	左の財源内訳			一般財源	
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
市庁舎ほか35施設に係る電力需給契約の締結	令和7年度から令和8年度まで	248,785	0	0	0	248,785	
針ヶ谷コミュニティセンター長寿命化改修工事設計業務委託	令和7年度から令和8年度まで	14,315	0	12,800	0	1,515	
みずほ台コミュニティセンター長寿命化改修工事	令和7年度から令和8年度まで	425,547	0	382,900	0	42,647	
水谷調節池囲ぎょう堤階段工事負担金	令和7年度から令和8年度まで	7,020	0	0	0	7,020	
西中学校屋内運動場改修工事	令和7年度から令和8年度まで	255,397	0	229,800	0	25,597	
水谷中学校・勝瀬中学校長寿命化工事（第3期工事）	令和7年度から令和8年度まで	1,692,130	311,682	1,125,600	0	254,848	
学校給食センター蒸気管更新工事（第2期）	令和7年度から令和8年度まで	25,091	0	22,500	0	2,591	

## 6 地方債の補正

### (1) 学校給食施設整備事業債（財政課）

学校給食センター蒸気管更新工事費等の減額に伴い、地方債を減額補正するもの

- ・ (補正前) 30,000 → (補正後) 6,500 ( $\triangle 23,500$ )

## 議案第102号

### 定例議会提出予算概要

担当部課名	市民部 保険年金課									
会計種別	令和7年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算 (第2号)									
要旨	今回の補正は、歳入歳出とともに60万5千円を追加し、予算総額を93億5,984万1千円とするものです。									
主な内容 (特徴点)	子ども・子育て支援金制度の新設に伴うシステム改修費の増額補正をするものです。また、システム運用の開始時期を踏まえ、令和7年度から8年度までの継続費を設定するものです。									
項目詳細										
<b>歳入予算の補正内容</b>										
(1) 子ども・子育て支援事業費補助金 60万5千円										
<b>歳出予算の補正内容</b>										
(1) 一般管理費 60万5千円 (子ども・子育て支援金制度対応システム改修業務委託)										
<b>継続費</b>										
継続費の総額及び年割額は、次のとおり定める。										
款	項	事業名	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)					
総務費	総務管理費	国民健康 保険事業	17,325	令和7年度	605					
				令和8年度	16,720					

# 令和7年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）

## 補正予算（第2号）

### 1 補正予算（第2号）の概要

今回の補正予算は、歳出の委託料の増額補正に伴い、歳入の国庫支出金の増額補正を行うものです。

歳入歳出総額としては60万5千円を増額し、補正後予算総額は93億5,984万1千円となっています。

（単位 千円）

### 2 歳入歳出予算の補正

#### （1）歳入歳出予算補正額 605

補正後累計額 9,359,841

#### （2）歳入の内容

##### ア 国庫支出金 605

子ども・子育て支援事業費補助金 605

#### （3）歳出の内容

##### ア 総務費 605

子ども・子育て支援金制度創設に伴い、所要のシステム改修を行うための委託料の補正

【特定財源：子ども・子育て支援事業費補助金（国） 605】

### 3 継続費

子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修について、運用の開始時期を踏まえ、令和7年度から令和8年度までの継続費を設定するものです。

（単位 千円）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
総務費	総務管理費	国民健康 保険事業	17,325	令和7年度	605
				令和8年度	16,720

## 議案第103号

### 定例議会提出予算概要

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所	
会計種別	令和7年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	
要旨	今回の補正是、歳入歳出とともに662万4千円を増額し、予算総額を1億1,293万円とするもの。	
主な内容 (特徴点)	1 歳入 歳出の増額に伴う一般会計繰入金の増額補正 2 歳出 · 事業費 委託料の増額補正 3 繰越明許 委託料について、年度内の完了が困難なため繰り越すもの。	
項目詳細		
<b>歳入</b> (1) 一般会計繰入金	662万4千円	歳出予算の増額に伴い、歳入予算(繰入金)の増額補正を行うもの
<b>歳出</b> (1) 事業費 (委託料)  (2) 繰越明許 (委託料)	662万4千円  464万4千円	関係者との協議を進めるため、委託料の増額補正を行うもの  関係地権者と調整しながら業務を行う必要があることから、年度内の完了が困難なため。

# 令和7年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口 土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

## 1 補正予算（第1号）の概要

今回の補正予算は、関係者との協議を進めるため委託料の増額補正を行うとともに、年度内の完了が困難となる委託料の繰越明許費の設定を行う内容となっています。

歳入については、歳出予算の増額に伴う、繰入金の増額補正を行うものです。

(単位 千円)

## 2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額	6, 624
補正後累計額	1 1 2 , 9 3 0

### (2) 歳入の内容

ア 繰入金	6, 624
一般会計繰入金 6, 624	

### (3) 歳出の内容

ア 鶴瀬駅西口土地区画整理事業	6, 624
委託料 6, 624	

## 3 繰越明許費

(1) 鶴瀬駅西口土地区画整理事業	4, 644
関係者と調整しながら業務を行う必要があることから、年度内の完了が困難なた め繰り越すもの	

## 議案第104号

### 定例議会提出予算概要

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所	
会計種別	令和7年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	
要旨	今回の補正は、歳入歳出とともに308万円を減額し、予算総額を4億337万9千円とするもの。	
主な内容 (特徴点)	1 総務費（給与費）の減額補正 2 歳出の減額に伴う一般会計繰入金（歳入）の減額補正	
項目詳細		
<b>歳入</b> (1) 一般会計繰入金	△308万円	歳出予算の減額に伴い、歳入予算（繰入金）の減額補正を行うもの
<b>歳出</b> (1) 総務費（給与費）	△308万円	人事異動によるもの

# 令和7年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口 土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

## 1 様正予算（第1号）の概要

今回の補正予算は、人事異動に伴う職員給与費等の補正を行う内容となっています。  
歳入については、歳出予算の減額に伴う、繰入金の減額補正を行うものです。

(単位 千円)

## 2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額	△3, 080
補正後累計額	403, 379
(2) 歳入の内容	
ア 繰入金	△3, 080
一般会計繰入金 △3, 080	
(3) 歳出の内容	
ア 給与費等（職員課）	△3, 080
人事異動に伴う職員給与費等の補正	
① 給料 △1, 700	
② 職員手当等 △1, 300	
③ 共済費 △80	

## 議案第105号

### 定例議会提出議案要旨

担当部課名	協働推進部 文化・スポーツ振興課				
議案名	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について				
内 容	<p>富士見市民文化会館キラリふじみの指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出します。</p> <p>1 管理を行わせる公の施設</p> <table border="1"><tr><td>名 称</td><td>所在地</td></tr><tr><td>富士見市民文化会館キラリふじみ</td><td>富士見市大字鶴馬1803番地1</td></tr></table> <p>2 指定する団体</p> <p>(1) 所在地 富士見市大字鶴馬1803番地1 (2) 名 称 公益財団法人キラリ財団 (3) 代表者 理事長 森元 州</p> <p>3 指定する期間</p> <p>変更前 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで 変更後 令和3年4月1日から令和11年3月31日まで</p>	名 称	所在地	富士見市民文化会館キラリふじみ	富士見市大字鶴馬1803番地1
名 称	所在地				
富士見市民文化会館キラリふじみ	富士見市大字鶴馬1803番地1				

## 議案第106号

### 定例議会提出議案要旨

担当部課名	協働推進部 鶴瀬西交流センター				
議案名	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について				
	<p>富士見市立針ヶ谷コミュニティセンターの指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出します。</p> <p>1 管理を行わせる公の施設</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>富士見市立針ヶ谷コミュニティセンター</td><td>富士見市針ヶ谷1丁目38番地</td></tr></tbody></table> <p>内 容 2 指定する団体</p> <p>(1) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号 (2) 名称 日本環境マネジメント株式会社 (3) 代表者 代表取締役 片山 安茂</p> <p>3 指定する期間</p> <p>変更前 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで 変更後 令和3年4月1日から令和10年3月31日まで</p>	名称	所在地	富士見市立針ヶ谷コミュニティセンター	富士見市針ヶ谷1丁目38番地
名称	所在地				
富士見市立針ヶ谷コミュニティセンター	富士見市針ヶ谷1丁目38番地				

## 議案第107号

### 定例議会提出議案要旨

担当部課名	子ども未来部 保育課														
議案名	公の施設の指定管理者の指定について														
内 容	<p>富士見市立水谷放課後児童クラブ等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出します。</p> <p>1 管理を行わせる公の施設</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>富士見市立水谷放課後児童クラブ</td><td>富士見市水谷1丁目13番地3</td></tr><tr><td>富士見市立関沢放課後児童クラブ</td><td>富士見市関沢3丁目24番1号</td></tr><tr><td>富士見市立水谷東放課後児童クラブ</td><td>富士見市大字水子3614番地</td></tr><tr><td>富士見市立みずほ台放課後児童クラブ</td><td>富士見市東みずほ台3丁目21番地</td></tr><tr><td>富士見市立針ヶ谷放課後児童クラブ</td><td>富士見市針ヶ谷2丁目38番地3</td></tr><tr><td>富士見市立つるせ台放課後児童クラブ</td><td>富士見市鶴瀬西2丁目9番1号</td></tr></tbody></table> <p>2 指定する団体</p> <p>(1) 所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3 (2) 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 (3) 代表者 代表取締役 山田 智治</p> <p>3 指定する期間</p> <p>令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>	名称	所在地	富士見市立水谷放課後児童クラブ	富士見市水谷1丁目13番地3	富士見市立関沢放課後児童クラブ	富士見市関沢3丁目24番1号	富士見市立水谷東放課後児童クラブ	富士見市大字水子3614番地	富士見市立みずほ台放課後児童クラブ	富士見市東みずほ台3丁目21番地	富士見市立針ヶ谷放課後児童クラブ	富士見市針ヶ谷2丁目38番地3	富士見市立つるせ台放課後児童クラブ	富士見市鶴瀬西2丁目9番1号
名称	所在地														
富士見市立水谷放課後児童クラブ	富士見市水谷1丁目13番地3														
富士見市立関沢放課後児童クラブ	富士見市関沢3丁目24番1号														
富士見市立水谷東放課後児童クラブ	富士見市大字水子3614番地														
富士見市立みずほ台放課後児童クラブ	富士見市東みずほ台3丁目21番地														
富士見市立針ヶ谷放課後児童クラブ	富士見市針ヶ谷2丁目38番地3														
富士見市立つるせ台放課後児童クラブ	富士見市鶴瀬西2丁目9番1号														

## 議案第108号

### 定例議会提出議案要旨

担当部課名	子ども未来部 保育課												
議案名	公の施設の指定管理者の指定について												
内 容	<p>富士見市立鶴瀬放課後児童クラブ等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出します。</p> <p>1 管理を行わせる公の施設</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>富士見市立鶴瀬放課後児童クラブ</td><td>富士見市羽沢2丁目1番1号</td></tr><tr><td>富士見市立南畠放課後児童クラブ</td><td>富士見市大字上南畠1280番地</td></tr><tr><td>富士見市立勝瀬放課後児童クラブ</td><td>富士見市大字勝瀬674番地</td></tr><tr><td>富士見市立諏訪放課後児童クラブ</td><td>富士見市大字鶴馬1932番地の1</td></tr><tr><td>富士見市立ふじみ野放課後児童クラブ</td><td>富士見市ふじみ野東4丁目4番地1</td></tr></tbody></table> <p>2 指定する団体</p> <p>(1) 所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3 (2) 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 (3) 代表者 代表取締役 山田 智治</p> <p>3 指定する期間</p> <p>令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>	名称	所在地	富士見市立鶴瀬放課後児童クラブ	富士見市羽沢2丁目1番1号	富士見市立南畠放課後児童クラブ	富士見市大字上南畠1280番地	富士見市立勝瀬放課後児童クラブ	富士見市大字勝瀬674番地	富士見市立諏訪放課後児童クラブ	富士見市大字鶴馬1932番地の1	富士見市立ふじみ野放課後児童クラブ	富士見市ふじみ野東4丁目4番地1
名称	所在地												
富士見市立鶴瀬放課後児童クラブ	富士見市羽沢2丁目1番1号												
富士見市立南畠放課後児童クラブ	富士見市大字上南畠1280番地												
富士見市立勝瀬放課後児童クラブ	富士見市大字勝瀬674番地												
富士見市立諏訪放課後児童クラブ	富士見市大字鶴馬1932番地の1												
富士見市立ふじみ野放課後児童クラブ	富士見市ふじみ野東4丁目4番地1												

**議案第109号****定 例 議 会 提 出 議 案 要 旨**

担当部課名	建設部 道路治水課
議 案 名	富士見市道路線の認定について
内 容	開発による帰属及び道路敷地の寄附採納受理に伴い、市道第3516号線外13路線を市道として認定するもの。

**議案第110号****定 例 議 会 提 出 議 案 要 旨**

担当部課名	建設部 道路治水課
議 案 名	富士見市道路線の変更について
内 容	開発による帰属及び道路敷地の寄附採納受理に伴い、市道第3500号線及び市道第3502号線を路線変更するもの。

**議案第111号****定例議会提出議案要旨**

担当部課名	教育部 教育政策課
議案名	工事変更請負契約の締結について
工事名	市立水谷中学校長寿命化建築工事（第2期工事）（ゼロ債務）
概要	外壁補修・棚足場の追加、既存家具の撤去・新設などの変更が発生したため。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工場所 富士見市大字水子地内</li> <li>・履行期限 令和8年1月30日</li> <li>・請負金額 484,193,600円</li> <li>・変更請負金額 488,415,400円</li> <li>・請負業者 埼玉県川越市大字鯨井1086番地 三ツ和総合建設業協同組合埼玉西支店 支店長 吉田昌弘</li> </ul>

**議案第112号****定例議会提出議案要旨**

担当部課名	教育部 教育政策課
議案名	工事変更請負契約の締結について
工事名	市立勝瀬中学校長寿命化建築工事（第2期工事）（ゼロ債務）
概要	外壁補修、室外機基礎設置、雨どい改修の追加などの変更が発生したため。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工場所 富士見市大字勝瀬地内</li> <li>・履行期限 令和8年1月30日</li> <li>・請負金額 246,406,600円</li> <li>・変更請負金額 254,998,700円</li> <li>・請負業者 富士見市鶴馬三丁目33番9号鶴馬マンション201号 斎藤工業株式会社埼玉西営業所 所長 鈴木 純</li> </ul>

## 報告第12号

### 定例議会提出予算概要

担当部課名	教育部 教育政策課
会計種別	専決処分の報告について
要旨	労務単価の上昇、仮設鉄板敷き・内外装下地交換の追加などの変更が発生したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分するもの。
主な内容 (特徴点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事名 市立東中学校屋内運動場改修工事（ゼロ債務）</li><li>・施工場所 富士見市大字上南畠地内</li><li>・履行期限 令和8年1月30日</li><li>・請負金額 161,818,800円</li><li>・変更請負金額 168,844,500円</li><li>・請負業者 富士見市ふじみ野西四丁目10番地1 株式会社富士見工務店 代表取締役 芳賀 真人</li></ul>